

私は日本共産党県議団を代表して討論します。ただいま議題になっております48議案のうち38議案には賛成し、残りの10議案について、所管常任委員会の審査結果に反対する立場から、主なものについて反対理由を述べます。

はじめに、**定県第1号議案**令和2年度神奈川県一般会計予算についてです。

今回の予算案では、昨年の台風災害を受け、災害復旧や防災対策に力を入れるため水防災戦略を策定し、それに基づいて河川改修などの促進、急傾斜地対策を図るなど、県単独事業も増額になっていることは一定の評価はできます。また、循環型社会づくりに資する事業、就職氷河期対策としての就業支援、県立特別支援学校高等部知的障害教育部門の生徒への通学支援や、医療的ケア支援体制整備事業費、児童相談所の体制強化、私立高等学校等生徒学費補助金など課題はまだまだあり、充実を求めるものですが、一定の前進を見ました。

しかしながら、問題のある予算もありますので反対の理由を述べます。

まずは知事の政治姿勢について。

カジノに関してです。現在、横浜市ではカジノを含むIR統合型リゾート施設の誘致を表明して説明会が始まっています。そもそも賭博行為は、勤労の意を削ぐという意味から刑法で禁止されていますが、国ではIR整備法を制定してまずは国内3か所に関して合法化したものです。この法制化を推進した国会議員の中にはカジノ事業者からの収賄容疑による逮捕者も出ています。法制化段階から疑惑に覆われている政治課題はいったん立ち止まって検討するべきです。しかし本県は横浜市のスケジュールに歩調を合わせて「横浜IR実施方針（案）」を関連委員会に報告し、協議を整えたうえで合意していくとしています。

2018年に行われた横浜市のパブリックコメントでは94%の横浜市民がIRに反対を表明しています。私たちは横浜市のIR 誘致に関しては住民の意見をしっかり聞くべきと考えています。この問題は、政策決定に関与できない横浜市以外の自治体住民からも「うちにはなんのメリットもないのに依存症患者が増える」と反対の声が市にとどいています。確かに日本は現在でも世界一ギャンブル依存症が多い国であり、その対策は重要です。既存のギャンブルと比べて桁違いに多くの患者が発生するとされているカジノは、ギャンブル依存を増やすことを自治体が承知の上で推進するという意味で住民の

福祉増進に逆行する大変罪深いものです。知事は未病対策を推進する一方で、ギャンブル依存症患者を増やす施策を応援するのは自己矛盾をきたしているのではないのでしょうか。

市民説明会さえ新型コロナ感染症対策で中断されている中で、横浜市が拙速に進めるカジノ施策を県が応援するべきではありません。私たちは県民の命と暮らしを守る立場からカジノ誘致には反対ですので、知事にも本来の自治体首長の役割を認識し、人の不幸を財源として経済発展を期待するような、カジノを含むIR 推進施策にはきっぱりと反対することを求めます。

次に、住民の要望とはかけ離れた事業や大型開発などに多くの予算を付けている問題です。

受託リニア中央新幹線建設推進事業費やツインシティ計画に伴う土地区画整理事業費補助と東海道新幹線新駅設置推進対策費、大船駅と藤沢駅の間に新たに東海道線の新駅設置のための村岡地区新駅設置建設事業費、明治記念大磯庭園整備特別補助、国直轄事業負担金では横浜湘南道路の費用などがあります。事業の必要性とともに環境への影響、多額の費用をかけることに対する市民の反対などを受け止め、これらの事業の推進をやめるべきと考えます。

企業誘致施策のセレクト神奈川NEXTについてですが、
私たちは以前からこの制度は、県内雇用もいっさい条件とせず県内
発注も努力義務どまり。中小企業支援が抑えられている中で、巨額
の税金を投じて行う自治体の産業施策としては問題があると指摘し
てきました。

さらに今回の議案は、IRに立地する企業のうち、カジノがホテル
内に併設されていたとしても、誘致の条件に合えば、ホテル部分には
補助を出すとのことです。林市長自ら「IR施設はカジノ抜きでは
運営できない」と発言しています。カジノに直接補助を出さないに
しても、カジノ誘致につながる制度や予算に賛成するわけにはいき
ません。

次に、森林環境譲与税基金活用事業費についてです。森林環境譲
与税に於ける県の取り組みがふくまれています。2019年3月に「森
林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立・公布されまし
たが、この税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を
図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、
国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとし

て創設されたもの、とされています。しかしながら国民には低所得でも課税する一方で大企業等は負担ゼロであり、地球温暖化対策で温室効果ガス排出の原因者に負担を求めないのは道理がないとしてこの法律に私たちはこの法律に反対しております。

次に県立高校改革です。県立高校改革は、県内県立高校に格差を持ち込み、一人一人の子どもたちの可能性を狭め、かつ統廃合により過大規模化を招くものであり、従来反対をしてきました。令和2年度神奈川県一般会計予算には、統合対象の学校整備費が含まれており容認できません。

次に未病関連予算についてです。未病指標構築・普及推進事業と未病エビデンス構築事業について、未病を見える化することということで、「未病指標」について、アプリの開発等が進められていますが、未病を見える化しただけでは健康維持等にはつながりません。また、ヘルスケアニューフロンティア推進費・未病改善対策推進費・未病コンディショニングセンター機能実証事業費、など、未病関連の検証は2年先になるとのことです。私たちは自分の体をしっかりチェックする特定健診の受診率をもっと高め、特定健診の結果、食事や運

動など改善が必要な人への保健師や栄養士などによる特定保健指導、がん検診の受診率を高める取り組みなどの充実こそ求められると考えます。効果検証が不可能な事業に多くの税金を投じることは問題です。

次に、議会費に関してです。 私たちはこれまでも述べましたが、県政調査に関しては制度の廃止を求めています。

県政調査の費用は議員1人当たり100万円以内と規定され、2020年度予算としては旅費2873万円が計上されています。

県内の市町村議会で県政調査と同じような制度を持っているところはありません。県議会としても会派の視察の必要性があれば政務活動費で行い、県政調査の制度を廃止すべきと考えます。財政難の名目で県民の要望する施策が削られている中でもありますので、議会としても議会費の節減に努めるべきと考えます。

以上述べてきたような予算は、さらなる防災対策の強化や、小児医療費助成の拡充、障害者医療制度の拡充、特別支援学校の増設、教員の増員、中学校給食の助成制度、国民健康保険引き下げなど、県民にのぞまれ、優先度の高い施策に振り向けるべきです。

以上の理由から定県第1号議案に反対いたします。

次に、**定県第2号議案**、神奈川県市町村自治振興会計予算と、**定県第4号議案**、神奈川県公営競技収益配分金等管理会計予算については、私たちは公営ギャンブルの廃止を求めていますので賛成できません。

次に**定県第5号議案**は、神奈川県地方消費税清算会計予算に関しては、消費税増税をやめるべきという立場から反対します。

続いて、**定県第9号議案**神奈川県水源環境保全・再生事業会計予算についてです。この事業における水源環境保全・再生への取り組みは、水源環境保全税等を財源とするものです。水源環境の保全・再生施策は重要な課題ですが、取り組みには治山や水源林整備事業などが含まれており、こうした事業は一般財源で対応し、県民に負担増を求めるべきではないので定県第9号議案に反対いたします。

次に**定県第13号議案** 令和2年度国民健康保険事業会計予算についてです。

2020年度予算では、2018年度決算で示された剰余金を財政安定化基金に積み、そのうち、64億円を繰り入れ、被保険者一人当たりになると4000円の保険料引き下げに当てたことは、評価できます。今後も剰余金の活用については、各市町村とも連携し保険料引き下げのために使っていただきたいと思います。一方、国民健康保険制度では、2020年度から、国は各地方自治体の一般会計からの決算補填目的等の法定外繰り入れをやめさせるために、赤字解消計画を策定させ、その計画の進捗状況が思わしくない場合、初めてマイナスポイントを設定し、補助金削減につなげるという強硬な姿勢がうかがえます。

国民健康保険は、協会けんぽなどと比較しても保険料が高く、高すぎて払えないという住民の声にこたえるために各自治体が苦慮しながら保険料引き上げの抑制に取り組んできました。本来、国の責任で保険料を引き下げるために国庫負担金を増やす必要があるにも関わらず、保険者努力支援制度で自治体の努力を締め付けること自体、安心して医療を受けるための社会保障制度としての国民健康保険制度の目的から外れていると言わねばなりません。保険者努力支援制度に含まれるこのような項目は変えなければなりません。県もこれに準じた対応をしていますので改善するべきと思います。

次に**定県第17号議案**令和2年度神奈川県流域下水道事業会計予算についてです。

この議案については、昨年の条例改正の時にも述べましたが、県が市町の負担の在り方を見直し、県の一般会計からの負担を減らし、市町の資本費の負担割合を増やすことはやめるべきと考えています。下水道事業は、そもそも公衆衛生や環境対策のためであり、極めて公共性が高い事業です。そのため税金で整備促進を図ってきました。しかし、国が施設整備に係る資本費の負担を住民負担に変えるように進めてきたこともあり、県は今回の企業会計化に伴い、資本費負担の考え方を国と同じにする方針を出しました。

市町に対する資本費の負担増については、2020年度分以降に発生する建設費や改修費から適用するという一方で、2020年度の市町負担金は総額では今年度より減となりますが、県の一般会計からの負担を減らして、市町の負担を増やすことは、将来的には下水道使用料の引き上げにつながることは明らかですので、定県第17号に反対します。また、市町負担金に関連した議案である**定県第42号議案**についても合わせて反対いたします。

次に**定県第18号議案**令和2年度水道事業会計予算についてです。
水道事業会計については、これまでも指摘してきたように箱根地区の包括委託はやめるべきと考えます。

箱根地区の包括委託で行っている業務と国が進めるコンセッション方式の業務内容には何ら変わりがありません。県内の事業者が国内外の水道事業に参加できるように支援するといいますが、世界的な水メジャーといわれる会社が第2期の包括委託にも入っていることから、この事業は結局のところ、国内での包括委託や民営化の受け皿となる企業づくりになっているといわざるを得ません。世界では水道民営化が招く衛生面や料金面での諸問題が発生し再公営化という例も出てきています。

水道事業の公共性を考えても、公的機関が責任を持ち直接事業を運営することが必要と考える立場から、国内の水道事業の民営化を促進するような箱根地区の包括委託は、やめるべきと考えます。

定県第31号議案 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区および鳥居原園地条例の一部を改正する条例についてです。

地区内のグラスライダーについて、利用料金の上限を定めるものですが、県のHPには、グラスライダーの「利用料金」が掲載

されており、設置された2018年から本年までの2年間、すでに料金を徴収していたとのことです。

地方自治法第228条には「分担金・使用料・加入金及び手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならない。」と規定されており、これまで条例制定をせずに料金を徴収していたことは、はなはだ疑問です。

県は、このグラスライダーに関しては、設置当時、指定管理業務外の県の施設であったとして、指定管理者である協会に宮が瀬湖集団施設地区および鳥居原園地条例の第15条「知事の許可が必要な行為」の一つと解釈して料金徴収を認めていたとのことです。本来この行為は、協議会や展示会、集会その他これに類する催しのため地区の全部または一部を独占して使用させることができると規定されており、施設の使用などを一時的に認めるものです。指定管理期間の途中のことであっても、指定管理者と協議して業務内容の追加と利用料を条例で設置すれば済むことであり、利用者に料金を条例で明示するとした地方自治法の精神から外れているといわなければなりません。

このように、現在までのグラスライダーの料金設定と料金徴収

の妥当性、今回新たに条例化されることとの整合性も問われます。
さらに今回の条例改正ではこれまでの利用料金を引き上げるものとな
っていますのでこの議案に反対いたします。

以上、主な理由を述べ、定県第1号、第2号、第4号、第5号、第9
号、第13号、第17号、第18号、第31号、および第42号の各議案
について、所管常任委員会の審査結果に反対する討論といたします。